

第3章

景観形成の目標及び景観計画区域

第3章 景観形成の目標及び景観計画区域

3. 1 景観形成の目標

本市では、北から南に流れる雄大な宝満川や東部の花立山、北部の津古の森等の自然が作り出す、ゆとりと潤いのある景観が形成されています。また、南東部に広がる田園地帯は、季節ごとに移り変わる田園風景として、本市の代表的な景観となっています。

更に、丘陵部に位置する北部の住宅地においては、計画的な住宅整備がなされ、良好な住環境及び美しい街並みが保全されています。

加えて、市内には多くの史跡や神社・仏閣が点在しているほか、松崎地区に代表される江戸時代の薩摩街道沿いの集落においては、屋敷林等の緑と歴史ある建造物が調和し、固有の景観を形成しています。

このように、住みよい住環境と彩り豊かな自然風景、これらに培われた歴史・文化等が調和した本市の景観は、市民共有の財産です。

しかし、普段、「あたりまえ」のように見えているこの景観も、社会経済等の変化により突然失われてしまうこともあります。

本市を更に魅力あるまちとし、後世に引き継いでいくためには、住んでいる人々にとっては「あたりまえ」の景観の価値を皆で発見・共有し、日々の暮らしの中で大切に守り、育て、生かしていくことが重要です。

このような視点から、本市の景観形成の目標を以下のとおり掲げます。

「あたりまえの美」を再発見
人と自然と歴史が織りなす、癒しのまち小郡

3. 2 景観計画区域

本市において、広範囲にわたり広がる自然環境や、各地に点在する歴史的背景を持つ建造物等が作り出す景観を包括的に保全し、市全体においてまとまりのある良好な景観を形成することを目的として、景観法に基づく景観計画区域は市全域とします。

3. 3 景域区分

地域ごとの景観特性に配慮し、良好な景観形成を推進していくために、市域を地形や自然、土地利用のまとまりを踏まえた3つの「景域」に区分します。

景観計画区域	景域	指定範囲の考え方
	市街地の景域	用途地域が指定されている区域、津古地区の一部の区域及び大保地区地区計画※の区域
	田園・集落地の景域	まとまった農村集落が広がる区域 (市街化調整区域のうち、市街地の景域及び丘の景域を除く区域)
	丘の景域	森林地域を含む丘陵部に一団の緑が広がる地域

3. 4 景観形成重点地区

景観計画区域の中でも、地区レベルにおいてすでに特徴ある景観を有している地区や、本市の景観形成において今後重要な役割を有する地区等については、「景観形成重点地区」として指定し、きめ細かな景観形成に取り組んでいくこととします。

本計画では、筑後川流域景観計画において「河川景観保全ゾーン」として位置づけられた「宝満川地区」、同計画において先導的な景観形成を推進するとして「景観醸成モデル地区」に位置付けられた「松崎地区」及び「花立山地区」、小郡市都市計画マスタープランにおいて中心拠点に位置付けられた「小郡駅前地区」を景観形成重点地区に指定します。

また、これまで建築協定※等による良好な居住環境の形成等を進めてきた「丘の上住宅地区」においても、住宅地区としての良好な景観形成を推進する地区として景観形成重点地区に指定します。

※地区計画：まちの良好な居住環境を守り、環境の悪化を防ぐための様々なルールを決めたり、道路や公園等の位置や規模等の計画を立てたりすることにより、住民と行政が一体となってまちづくりを進める制度。

※建築協定：地域の住民が自発的に建築基準法の基準に上乗せしたルールを取り決めて、それらを守り合うことを制度化したもの。地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを定めることができる。

■対象区域の位置図



